

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊神町駐屯地
第401会計隊長 古館 良弘

記

1 競争入札に付する事項

件 名	規格	予 定 数 量	単位	納 入 期 間	納 入 場 所
強化米(新玄) ほかに296件 内訳書のとおり				令和8年9月30日(水) ～令和8年10月29日(木)	陸上自衛隊神町駐屯地

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70・71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が行う売買、賃貸借、請負その他の契約から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (4) 全省庁統一資格を取得の登録手続を完了した者で、「物品の販売」の等級「D」以上の資格を有する者
防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
- (5) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負その他から排除するよう依頼があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (9) 第7号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本の関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会計法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会計法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 契約条項を示す場所

- (1) 陸上自衛隊神町駐屯地 第401会計隊 契約班
- (2) 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」は、陸上自衛隊神町駐屯地第401会計隊契約班で閲覧できるとともに東北方面会計隊ホームページに掲載している。

4 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 : 令和8年9月15日(火) 09時00分
- (2) 場 所 : 4号隊舎2F 入札室
- (3) 郵便入札 : 郵便等により入札書を提出する場合は、事前に分任契約担当官の承認を受けるものとし、入札書を封筒に入れて封入口及び継目になつ印し、その封筒の表に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「〇月〇日〇時〇分開札(件名・入札書在中)」と朱書して、更にそれを二重封筒とし、入札日前日午後5時(入札日前日が行政機関が定める休日の場合、その前日の午後5時)までに届いたもの
に限り有効とする。また、送付した旨契約担当者まで通知すること。

初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札は次のとおり

日 時 : 令和8年9月17日(木) 09時00分

場 所 : 4号隊舎2F 入札室

再度入札郵便期日については入札日前日午後5時(入札日前日が行政機関が定める休日の場合、その前日の午後5時)までとする。

- (4) 同等品申請書 : 同等品で入札を行う場合は、「同等品確認依頼書」(3部)提出期日までに本官に提出して承認を得ること。期限までに提出のない場合は、同等品による入札は認めない。この場合、同等品以上の規格・商品とする。申請結果は、申請のあった日から入札前日までに通知する。
(申請書提出期限: 令和8年9月4日(金) 12時までに本官に提出)

5 保証金等

- (1) 入札保証金: 免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、入札金額(入札単価×予定数量)に消費税相当額を加算した額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金: 免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は契約単価×予定数量の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償: 遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

6 落札決定方法

- (1) **消費税抜きの単価にて決定する。**

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10(軽減税率対象品目については100分の8)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。ただし、同額の入札がある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 入札金額には、輸送費等の諸経費を含むものとする。

7 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に必要な資格のないものが行った入札
- (2) 入札金額、入札者、氏名が判明し難い入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 電報、電話、FAX等による入札は認めない。
- (5) 代理人で入札する場合、委任状の未提出の場合
- (6) 「暴力団排除に関する誓約事項」の内容のとおり誓約した旨の入札書への記載がない場合又は誓約書の提出がない場合

※ 誓約事項の記載要領

「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」

- (7) 入札者が(6)で実施した誓約に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合
- (8) 入札書に「上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。」の記載がない場合
※ 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」を確認したうえで記載すること。

8 契約書の作成

- (1) 落札者は落札決定後遅滞なく、陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式に基づき、契約書等を作成提出すること。
 - ア 落札した金額（契約単価×予定数量）に消費税相当額（1円未満の端数がある場合は、切り捨てた金額）を加算した金額が100万円以上の場合は、請書を作成。
 - イ アの金額が250万円を越える場合には、契約書を作成。
 - ウ 基本契約条項として、「糧食品売買契約条項」と付す。
 - エ 特約条項として、「談合等の不正行為に関する特約事項」、「暴力団排除に関する特約事項」及び「単価契約に関する特約条項」を付す。
- (2) 契約金額は、落札した金額（契約単価×予定数量）に消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）とする。

9 契約条件の概要

- (1) 契約者は国側の承認を得ないで本契約の権利、義務を第三者に譲渡出来ないまた、一括下請けさせることも、担保に供することも出来ない。
- (2) 受渡し完了までの（検査受領以前の）危険負担、一切の損害は契約者の責任となる。
- (3) 契約物品が検査の結果不合格であっても、本来の使用に耐えうる時は値引きして受領することもある。
- (4) 当該契約物品の発注は、官側が別に示す「単価契約発注済通知書」を以って変える。この際、「糧食購入予定表」にある納入日以外でも新規で発注をする場合がある。また、数量はあくまで予定数量であり、増減となる場合がある。

10 その他

- (1) 入札日時に遅れた者の入札は認めない。※入（出）門は正門のみが可能であり、その際、混雑する場合もあるので、時間に余裕をもって参加すること。
- (2) 入札書等は、会計隊で掲示する入札心得または、東北方面会計隊のホームページへ掲載している。
(<https://www.mod.go.jp/gsdf/neae/koukoku/findex.htm>)
- (3) 入札参加者は、資格結果通知書（写）を入札開始前までに直接又はFAX等により提出すること。
- (4) 再度入札について、郵便入札がいる場合においては官側の指定する日時において実施するものとする。郵便入札が無い場合はその場で速やかに実施するので入札書の予備を持参すること。
- (5) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。
- (6) **ア 内訳書の見本欄に○印があるものに関しては、令和8年9月8日（火）10時00分から12時00分（厳守）までに神町駐屯地糧食班に見本を提出するものとする。**
 - イ 同項である10(6)アにより見本を提出し、その品が合格し、落札及び契約締結に至った場合において、事後、発注により実際に納品がされたものの、検査官により実施される、その品物に対して行う 検査の結果、梱包・包装・温度状態・品質・種類・その他、見本品と異なる不合格品が納品された場合はこれを不合格とし、その旨を納品した契約相手方に通知する。通知を受けた契約相手方はこれを直接回収し、合格品を納期までに納入すること。
 - ウ 10(6)イにより不合格品に代わり合格品を納入することとなったものの、納期までに検査官が認める合格品を納入できなかった場合は契約者が契約を履行しなかったこととして違約金を徴収する。ただし、不履行の理由が官側の都合や天災に起因する場合を除く。
- (7) 糧食購入予定表にある予定数量はあくまで予定であり、変動する場合がある。
- (8) その他、入札及び契約事項等に関する問い合わせ先

〒999-3797

山形県東根市神町南3丁目1-1

陸上自衛隊神町駐屯地 第401会計隊 契約班

電話 0237-48-1151（内線5486）

FAX 0237-47-0242 高槻